

平成 29 年度

篠山市まちづくり審議会（第 1 回景観部会）議事録

と き 平成 29 年 7 月 21 日（金）

と ころ 篠山市役所議員協議会室

篠山市まちづくり審議会（景観部会）

平成 29 年度篠山市まちづくり審議会（第 1 回景観部会）議事録要旨

平成 29 年 7 月 21 日、平成 29 年度篠山市まちづくり審議会（第 1 回景観部会）が召集される。

1. 審議会の会議の日時及び場所

（日時） 平成 29 年 7 月 21 日（金） 午前 11 時 15 分開会

（場所） 篠山市役所 議員協議会室

2. 出席委員の氏名

藤本英子委員

清野未恵子委員

森田和夫委員

【事務局】

まちづくり部 部長 横山 実

まちづくり部地域計画課 課長 田村 隆章

まちづくり部地域計画課景観室 室長 横山宜致

まちづくり部地域計画課景観室 課長補佐 山下哲也

まちづくり部地域計画課景観室 主査 山内えみ

3. 会 議

1. 開会（午前 11 時 15 分）

2. 部会長あいさつ

部会長よりあいさつ

（これ以後の議事について藤本部会長が進行）

3. 議事録署名人の指名

篠山市まちづくり審議会規則第 8 条第 2 項に基づき、会長より 2 名の署名人を指名

委員名簿の順により、清野未恵子委員と森田和夫委員が指名される。

4. 審議事項

（1）景観重要建造物の指定について

事務局より説明。

藤本部会長

只今の説明について、委員の皆様からの意見、質問はないか。

2 件あったので、順番にご意見、質問を伺いたい。

まずは、説明順に沿って青山歴史村から協議したい。

欠席された委員のご意見はどうだったか。

事務局

井本委員からは、敷地内にふさわしくない建造物があるので、整備をして欲しいとのことだった。

田中委員からは 3 点ご意見をいただいている。歴史村は市内の各地からそれぞれ歴史性を持った施設を集めている。歴史村に移築しなければなくなっていたもので、保全し、市民に語り継ぐ意義は大きいですが、現況では建物のみが脈略なく残されているイメージになっている。このため今後の整備に当たっては、

①建物の時代毎に大きくエリア分けを行い、その建物にふさわしい屋内外一体の修景整備を行い、各エリアを歴史村の展示動線として相互にネ

ットワークし、建物の各時代の場面、場面が動線として展開される形にされたい。

②建物の時代考証の基に建物にふさわしい外構整備をしっかりと行うこと。

③展示のストーリー性を確立する上でも新しい玄関口とアプローチである地方門、南側塀、高城屋敷門も含めて指定した方が良いのではないかとのことだった。

なお、両委員とも指定については、相応しいと言っている。

藤本部部长

地方門、南側塀、高城屋敷門も含めて指定した方が良いのではとご意見があったとのことだが、そのことについてもご意見を伺いたい。

森田委員

青山歴史村を景観重要建造物に指定することにより、観光に便利になってほしい。青山歴史村を含め地方門には、案内がなく、説明しないとわからない。篠山に来た人に不親切だと思う。地方門がどのような経過でここにあるか、修復の有無等を記載した説明板を設置して欲しい。歴史、成り立ちなどを記載し、建物、庭園などの施設内について時代別にゾーニングしてはどうか。

清野委員

今は、茅葺すらわからない若者も多い。森田委員と同じく、分かりやすい説明が必要だと思う。

桂園舎は明治時代に移築されたとのことだが、内部に給湯器があり、違和感を覚えた。目隠しするなどの工夫が必要では。時代のずれがあると、特に若い人には、何の建物だろうと思う。時代の違う建造物が移築されてきているので、それぞれの時代にあった残し方と展示方法が望ましい。

森田委員

観光者や市民だけでなく、篠山の文化財関連施設は、子どもにはわかりづらく説明が不親切な施設が多い。

藤本部部长

整備に関しては、建物の時代に対応して大きくゾーニングし、各ゾーン

毎に建物の時代に合わせた屋外整備と展示をしっかりと行っていく必要がある。各ゾーンをつなぐストーリー性を考える上で、新しく整備したエントランスやアプローチの門も含めて景観重要建造物に指定し、歴史村全体で景観形成と市民や観光者向けのわかりやすい展示を考えていく必要がある。

次に、旧西垣家住宅についてご意見、質問を伺う。

まずは、欠席された委員のご意見を伺いたい。

事務局

欠席者の意見としては、

まず西垣家は、大山地区を代表する立派な邸宅であり、山林業の邸宅としてよくその特徴を伝えており、景観重要建造物にふさわしい建物である。ということであった。

田中委員からは他に3点の意見があった。

① 資料に大山地区の3大庄屋住宅の1軒とあるが、他の2軒は指定しないのか。

② 地元の大山郷づくり協議会が施設の運営等に関わる可能性は。

③ 地域から見たときの「指定の意義」を補足すること。

①については、他の2軒のうちの1軒は酒造の西尾家で、既に国の登録文化財と県の景観形成重要建造物になっているため、篠山市では基本的に景観重要建造物の指定対象外となっている。残りの1軒は米の庄屋宅で、主屋は残っている。大きな敷地と築地塀が往時を物語るものだが、屋根や壁が崩落するなど傷みがひどく、すぐに指定できる状況にはないとお答えした。

②については、今回の指定に合わせて郷づくり協議会に説明し、協力や連携活用等を働きかけていく予定である。

③については、加筆予定である。

清野委員

旧西垣家は、なぜこのタイミングでの指定なのか。

事務局

所有者からの指定の提案があったからである。

清野委員

資料に一般社団法人ノオトが出てくるが、ノオトの事業がからんでいるのか。

事務局

ノオトが事業を行う計画があると伺っているが、現時点では決まっていない。今すぐに何かをするというわけではない。

所有者は維持管理に困っていて、相談した建築家を通して紹介され、所有者の方から活用の方法について打診した。ノオトは物件を見て宿泊施設として検討したい意向を伝え、今回の申請の管理方針の内容で検討していくことを了承されている。具体のプランはこれからで、そうした検討案等をノオトが提示するたびに所有者と協議し具体化していく形となる。

清野委員

以前に指定した旧樋口家住宅は、工事中での審議で問題があったので、今回は、早い段階での審議でよかったと思う。

森田委員

サブリースとあるが、村の人との摩擦がおこらないか心配。管理者から地元の説明しておかないと、観覧者等があれば不審者と間違われることも考えられる。今後の活用計画もあわせて、大山郷づくり協議会、地元自治会には十分説明しておく必要がある。できれば大山地区郷づくり協議会の声が届けられる組織の施設にできたらよいと思う。地域との関係が大事である。また、大分修復されていると思うので、建物の履歴や経過がわかるようにしてほしい。

藤本部長

それでは、2件とも景観重要建造物に相当と認める。

青山歴史村の指定の範囲については、地方門、高城屋敷門、南側塀を追加で指定してはどうかという意見をいただいた。一体化して指定することが大切なので整理をしていただきたい。意見としては、整備に関しては建物を中心に敷地をゾーニングし、それぞれの時代に合わせた屋内外の整備をしていくこと。

旧西垣家住宅については、特に地域との関係性が大事なので、運営に関

しては地元と十分協議をしてほしい。

7. 閉会